

平成28年1月から、
社会保障、税、災害対策の行政手続で
マイナンバーが必要になります。



マイナンバーは社会保障・税・災害対策分野の中で法律で定められた行政手続にしか使えません。

社会保障

年金 労働
医療 福祉

税

災害対策

- 年金の資格取得や確認、給付
- 雇用保険の資格取得や確認、給付
- ハローワークの事務
- 医療保険の給付の請求
- 福祉分野の給付、生活保護 など

- 税務当局に提出する申告書、届出書、調書などに記載
- 税務当局の内部事務

- 被災者生活再建支援金の支給
- 被災者台帳の作成事務

など

マイナンバー制度は、
行政を効率化し、国民の利便性を高め、
公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができます。

行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。



国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ったりできます。

平成28年1月から マイナンバー制度が開始されます。



手続きには、①+②（1点or2点）の確認書類が必要です。

①個人番号確認書類			
1 点	個人番号カード ※本人が手続きを行う場合は、②来庁者確認書類を兼ねることができます。		
	住民票記載事項証明 (個人番号有)	通知カード	住民票の写し(個人番号有)

+

②来庁者確認書類			
1 点	個人番号カード	療育手帳	身分証明書(写真あり)
	運転免許証	在留カード	社員証(写真あり)
1 点	運転経歴証明書 (H24.4.1以降発行のもの)	特別永住者証明書	資格証明書(写真あり)
	旅券	写真付き 住民基本台帳カード	戦傷病者手帳
1 点	身体障害者手帳	税理士証票	介護支援専門員証
	写真付き 精神障害者保健福祉手帳	学生証(写真あり)	
2 点	国民健康保険被保険者証	印鑑登録証明書	重度心身障害者 医療費助成受給者証
	各種健康保険被保険者証	戸籍の付票の写し (謄本・抄本も可)	老人医療費助成受給者証
	船員保険被保険者証	住民票の写し	子どもの医療受給者証
	後期高齢者医療被保険証	住民票記載事項証明書	ひとり親家庭等 医療費助成受給者証
	介護保険被保険者証	母子健康手帳	妊産婦医療費受給者証
	健康保険日雇特例被保険者手帳	特別徴収税額通知書	精神障害者医療費受給者証
	共済組合の組合員証	納税通知書	国民健康保険限度額適用認定証
	私立学校教職員共済制度 の加入者証	源泉徴収票	国民健康保険限度額適用・ 標準負担額減額認定証
	国民年金手帳	支払通知書	国民健康保険 特定疾病療養受療証
	児童扶養手当証書	特定口座年間取引報告書	後期高齢者医療限度額適用 ・標準負担額減額認定証
	特別児童扶養手当証書	住民基本台帳カード(写真なし)	後期高齢者医療 特定疾病療養受療証
	精神障害者保健福祉手帳 (写真なし)	施設型給付費・ 地域型保育給付費等の支給認定証	特定疾患医療受給者証
	身分証明書(写真なし) (生活保護の被保護者証明書含む)	年金証書	
	学生証(写真なし)	障害福祉サービス受給者証	
	社員証(写真なし)	地域生活支援事業受給者証	
	資格証明書(写真なし)	地域相談支援受給者証	
	税金・社会保険料・公共料金の 領収書	自立支援医療受給者証 (更生医療・育成医療・精神通院)	